

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	14-6
処分の種類	特定動物飼養者に対する措置命令等			
根拠法令条例等・条項	動物の愛護及び管理に関する法律第32条			
処分の概要	特定動物飼養者に対する措置命令等			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 ○動物の愛護及び管理に関する法律第32条 (特定動物飼養者に対する措置命令等) 第32条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第27条第2項(第28条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	—			